

十二、第4条第1項第14号(種苗法で登録された品種の名称)

種苗法(平成十年法律第八十三号)第十八条第一項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

1. 「類似の商標」について

本号における類否の判断は、品種登録を受けた品種の名称を特定人に独占させないという観点から、商標の有する外観、称呼及び觀念のそれぞれの判断要素を総合的に考察しなければならない。

2. 品種登録を受けた品種の名称について商標登録出願がされた場合について

- (1) 指定商品がその品種に係る収穫物の場合は、商標法第3条第1項第3号に該当すると判断する。
- (2) 指定商品がその品種に係る収穫物の加工品の場合は、指定商品との関係により、商標法第3条第1項第3号に該当するか否かを判断する。
- (3) 指定役務がその品種に係る収穫物又は収穫物の加工品を取扱商品とする小売等役務(小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供)の場合は、指定役務との関係により、商標法第3条第1項第6号に該当するか否かを判断する。

3. 品種登録を受けた品種の名称については、その登録の存続期間の満了等により育成者権が消滅した後は、本号に該当せず、指定商品又は指定役務との関係により、商標法第3条第1項第1号、同項第3号又は同項第6号に該当するか否かを判断する。

4. 種苗法(平成10年法律第83号)施行(平成10年12月24日)の際、改正前の同法第12条の4第1項の規定により品種登録を受けていた品種の名称についても上記3.と同様に取り扱うものとする。